

新しい町づくりの基礎は 地籍調査から

昨年につづき宝第二地区の

調査を始めます。

この調査は国土利用法に基づく調査で、土地の国勢調査とも言われるたいせつな調査です。

これは土地の正しい測量によって、新しい地図(地籍図)と台帳(地籍簿)を作り、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

本年度は、宝第二地区(下大幡、上大幡)の調査を実施します。

今回は、地籍調査について知っていただきたいポイントについてまとめてみました。

(問) この調査の目的はなんなのでしょう？

(答) 我が国における土地に関する資料は、非常に貧弱であり、今まで土地の基本となっていた土地台帳や公図(字限図Ⅱあざきりず)は、明治の初めに作られたもので、当時の測量技術の幼稚さと、長い年月の間に現地と合わない地図として、役割が果たせない状態にあります。そこで、正しい測量によって、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにし、地籍図と地籍簿を作ることにより、皆さんの権利が地図

と登記で保全されるものです。

なお、この地籍図と地籍簿は法務局に送付され、土地登記簿の地番、地目、面積の記載事項が改められます。

(問) 調査の要点と調査方法はどのようにして行いますか。

(答) 調査の要点は、次の五つに分けられます。
△土地登記簿に登記されている事項と現況が合っているか。
△登記は適正であるか。
△登記もれのものがないか。

△地図の表示は現地と合っているか。

△筆界はどこからどこまでか。

などです。

調査の方法は一筆調査といい、土地台帳と公図の写しを作り、一筆ごとにそれとなく土地所有者の立合の上に、地番、地目、境界を現地で直接確認する作業です。

この調査の時は、前もって通知しますから、必ず立合のうえ隣の所有者と境界を決め、調査杭を打っていただきます。

(くいは市で準備します)

なお、調査ぐいは、皆さんの土地を測量する基になりますから、動かさないように、また抜いたりしないようにして下さい。

(問) 一筆調査前に準備するものがありますか。

(答) 市では、調査対象者にはパンフレットを送付したり、説明会を開きます。そして調査の時は、十日ぐらい前に日程を通知しますから、次のことを準備しておいて下さい。

△あいまいな境界は、隣の所有者と話し合い、明らかにしておいて下さい。

△山林原野などで、雑木の密生している境界は刈り払いをして、境界を明らかにしておいて下さい。

△売買や譲渡などで登記の済ん

でない人は、早めに手続きをしておいて下さい。

(問) 調査に間違いがあったときはどうすればよいですか。

(答) 調査が終わって地籍図と地籍簿ができ上りますと、閲覧をしますから、自分の土地に間違いがないかどうか確かめて下さい。

もし、間違いがあったら申し出て下さい。

なお、閲覧期間を過ぎますと、異議の申し立ては出来なくなりますので、必ず閲覧して下さい。

閲覧が終わった地籍図と地籍簿は、国の認証を得て法務局に送付され、登記簿が訂正されます。

(問) もし、一筆調査で境界が決まらない場合は、どうなりますか。

(答) 現地調査の日に決まらなければ、約四〇日ぐらいの間に決めてもらいます。

それでも決まらない時は、筆界未定として登記されます。調査以後に境界が決ったときは、個人で測量業者に依頼し、測量しなければなりません。

なお、詳しいことについては、市役所土地開発課 地籍係へお問い合わせ下さい。

☎(三)一一一一 内線三三〇